

道路照明灯設置基準

道路照明灯とは、道路交通の安全を確保するために設置するものです。
設置場所としては、下記のとおりです。

- (ア) 信号機の設置された交差点を始めとする重要交差点及び
交通量が多い横断歩道
- (イ) 夜間交通事故多発場所
- (ウ) 橋梁
- (エ) 幅員が急激に変化する場所
- (オ) 道路の見通しの悪い屈曲部
- (カ) 踏切
- (キ) 勾配の急な坂道
- (ク) 大規模な公共施設に接続する道路の部分
- (ケ) 道路構造上、道路照明灯を必要とする特別な状況にある場所



※設置場所によって照明灯の大きさが異なります。